

海外見本市出展のための現地輸入通関

見本市会場が「保税展示場」である場合、海外の見本市に出展する出展品は、日本国に形状をそのままにして戻すことを条件に、相手国側での輸入税を払わずに済ませる「保税扱い」とすることができます。

「保税」とは、関税 (Customs Duties) 賦課を留保するという意味で、貨物が保税地域にある間は関税が保留されている状態です。

「保税地域」には、いくつかの種類がありますが、「保税展示場」もその一つで、国際見本市や国際博覧会などのため、関税・消費税を免除したまま外国貨物の積み降ろしや展示などを認める仕組みです。

したがって、保税展示場内に保税の状態で入れた展示品等は、勝手に会場外に持ち出すことはできない。

見本市終了後に、契約が成立して相手に引き渡すもの、あるいは、パンフレットなど会期中に消費したもの、さらに廃棄処分するものなどがあれば、それらを「保税」扱いから通常の「輸入」に切り替える手続きをとり、所要の諸税等を支払う必要があります。

・保税展示場でない場合：(多くの国際的な見本市会場は、保税展示場の指定を受けています)

①輸入扱い (通常の輸入)

②ATAカルネ (なお、米国では、下述の「TFB」があるため見本市貨物の通関にはATAカルネは認めていない。)

③一時輸入扱い (Customs Bond 預託金/Surety Bond 保証金 が必要)

「展覧会、見本市、会議その他これに類する催しにおいて展示され又は使用される物品の輸入に対する便益に関する通関条約」1973.11.1の承認国(63か国・平成23年現在)であれば、一時輸入免税の輸入が認められる。

なお、「一時輸入」とは、一定期間内に再輸出を条件として、輸入税並びに輸入禁止及び輸入制限の免除を受けて一時的に輸入することをいう。

条文：http://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdf/B-S48-0183_1.pdf

条文：<http://www.houko.com/00/05/S48/011.HTM>

基本通達 2-15：<http://www.geocities.jp/customsprofessor/1972-106.pdf>

・保税展示場である場合：

①保税扱い (Customs Bond 預託金/Surety Bond 保証金 が必要)

(1) 米国における出展：

米国においては、会場が保税見本市会場でない場合でも、Customs Bond (保税担保設置料)を支払うことにより保税扱いでの通関が可能になる。

Customs Bond は、関税の未納があった時などのために現地輸送会社が、通関業者を介して、米国税関に対し担保を保証するもので、最終的には荷主 (出品者) が負担する、**払いきりの費用^{註1}**。

特定の見本市のためのみに適用する保稅措置 (Trade Fair Bond、略称 TFB) と、特定見本市に限定せずに、該当する商品に担保を付して、原則 1 年間 (所定の手続きを経れば期間の延長も可能) 米国内を自由に移動させることが出来る保稅措置 (Temporary in Bond、略称 TIB) の 2 種類がある。

いずれの場合も、全品が輸入時と数量、形状が同一状態でなければならず、輸入時と輸出時での同一性照合のため税関検査が行われる。

TFB と TIB では料率が異なるが、最近では TFB のレートの方が高いこともある。なお、上述の TFB というシステムが採用されているので、米国税関では、見本市のための ATA カルネによる通関を認めていない。

EU の場合は、ほとんどの見本市会場が保稅展示場。

中国では管轄税関により保稅見本市の承認を受けるが、税関によって運用、判断に相違がある場合もある。

シンガポール、インド、ブラジルなどでは、銀行保証による担保が必要とされるなど、地域・国により違いがあるので、詳細は輸送会社に確認する。

(2) ATA カルネとは：

ATA カルネは、ATA 条約 (物品の一時輸入のための通関手帳に関する条約) に基づき、職業用具、商品見本、展示会への出品物などの物品を外国へ一時的に持ち込む場合、外国の税関で免税扱いの一時輸入通関が手軽にできる通関手帳のこと。

ATA カルネは外国への輸入税の支払いや保証金の提供が不要となる支払保証書でもある。現在 67 の国・地域との間でこの制度が利用できる。

ATA カルネで申請した物品は、免税扱いが受けられ、保稅指定のない場所へも持ち込むことができるが、必ずカルネの有効期間内 (最長 1 年間) に全量持ち帰ることが条件。現地で売却、贈与、盗難、紛失等した場合は、当該貨物については通常の輸入と同じ扱いになり、輸入税等を支払うことになる。

(3) 保稅輸入した出品物の売却、寄贈、消費、廃棄について：

会期前の早い段階から売却相手先、価格、引き渡し条件などの詳細を詰めておくことが必要。

会期中に売約が成立した場合でも、その場での引き渡しはできない。

貨物は一度保稅倉庫へ搬入し、保稅扱いから輸入通関への変更手続きを行う必要がある。

通関に伴い、各商品に該当する輸入許可をはじめとする各種許認可の取得及び貨物の引渡条件など、売却相手先との折衝が必要となり、日数もかかるので、早めに輸送会社に相談することが必要である。

また、寄贈、消費、廃棄の場合も同じく通関手続きが必要となる。

出典サイト：http://www.jetro.go.jp/j-messe/column/pdf/exhibition_point.pdf より抜粋 (一部加筆)

参考サイト：JETRO「初めての海外見本市のために～出展のポイント～」PP.28~30 https://www.jetro.go.jp/ext_images/j-messe/column/pdf/exhibition_point.pdf

払いきりの費用^{※1}：掛け捨て保険の一種で、輸入者が関税等を支払えない時のために、保険会社が米国税関にその関税等を支払う保証をする保険。インボイス価格が 2500 ドル以上の貨物の輸入時に課されている (Single Bond の場合)。(参考：FUNADE「米国に輸入 ボンドとは何を意味する？」<https://hunade.com/bond/>)